

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
0	0	0	0	△1,304,000
0	0	0	0	△1,304,000
74,553,878	74,553,878	0	0	22,936,878
74,553,878	74,553,878	0	0	22,936,878
52,511,982	24,272,302	0	28,239,680	5,193,302
49,867,363	21,647,683	0	28,219,680	2,668,683
2,644,619	2,624,619	0	20,000	2,524,619
127,065,860	98,826,180	0	28,239,680	26,826,180

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		56,078,000
	1 総務管理費	30,238,000
	2 貸付金	25,840,000
2 諸支出金		15,922,000
	1 繰出金	15,922,000
歳 出 合 計		72,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
31,810,579	0	24,267,421	24,267,421
30,068,579	0	169,421	169,421
1,742,000	0	24,098,000	24,098,000
15,921,991	0	9	9
15,921,991	0	9	9
47,732,570	0	24,267,430	24,267,430

歳入歳出差引残額 51,093,610円

令和 5 年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 後期高齢者医療保険料		6,530,542,000
	1 後期高齢者医療保険料	6,530,542,000
2 国庫支出金		4,900,000
	1 国庫補助金	4,900,000
3 繰入金		1,316,138,000
	1 一般会計繰入金	1,316,138,000
4 繰越金		34,000,000
	1 繰越金	34,000,000
5 諸収入		224,420,000
	1 延滞金・加算金及び過料	908,000
	2 償還金及び還付加算金	9,746,000
	3 雑入	213,766,000
歳 入 合 計		8,110,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
6,320,606,841	6,285,790,909	5,512,394	29,303,538	△244,751,091
6,320,606,841	6,285,790,909	5,512,394	29,303,538	△244,751,091
4,899,950	4,899,950	0	0	△50
4,899,950	4,899,950	0	0	△50
1,259,683,766	1,259,683,766	0	0	△56,454,234
1,259,683,766	1,259,683,766	0	0	△56,454,234
20,874,500	20,874,500	0	0	△13,125,500
20,874,500	20,874,500	0	0	△13,125,500
192,010,095	192,010,095	0	0	△32,409,905
590,400	590,400	0	0	△317,600
6,122,309	6,122,309	0	0	△3,623,691
185,297,386	185,297,386	0	0	△28,468,614
7,798,075,152	7,763,259,220	5,512,394	29,303,538	△346,740,780

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		74,947,000
	1 総務管理費	55,223,000
	2 徴収費	19,724,000
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,818,365,000
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,818,365,000
3 保健事業費		216,688,000
	1 健康保持増進事業費	216,688,000
歳 出 合 計		8,110,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
67,327,724	0	7,619,276	7,619,276
51,483,824	0	3,739,176	3,739,176
15,843,900	0	3,880,100	3,880,100
7,482,085,790	0	336,279,210	336,279,210
7,482,085,790	0	336,279,210	336,279,210
188,057,487	0	28,630,513	28,630,513
188,057,487	0	28,630,513	28,630,513
7,737,471,001	0	372,528,999	372,528,999

歳入歳出差引残額 25,788,219円

1 令和5年度奈良市 病院事業決算報告書

(1)収益的収入及び支出

区 分	収 入				
	予 算		額		備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定に係る財源充当額	合 計	
第1款 病院事業収益	2,058,326,000	44,940,000	0	2,103,266,000	円
第1項 医業収益	58,625,000	0	0	58,625,000	0
第2項 医業外収益	1,872,677,000	0	0	1,872,677,000	△ 1,047,387,710
第3項 看護師養成事業収益	127,024,000	0	0	127,024,000	△ 8,989,867
第4項 特別利益	0	44,940,000	0	44,940,000	36,000

支 出

区 分	予 算						決 算 額	地 方 公 営 企 業 第 2 項 の 指 定 に よ る 繰 越 額	不 用 額	備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額	小 計					地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額
第 1 款 病 院 事 業 費 用	2, 116, 800, 000	44, 940, 000	0	0	0	2, 161, 740, 000	0	1, 104, 111, 939	0	1, 057, 628, 061	円
第 1 項 医 業 費 用	1, 983, 407, 000	0	0	0	0	1, 983, 407, 000	0	936, 327, 543	0	1, 047, 079, 457	
第 2 項 医 業 外 費 用	3, 988, 000	0	0	0	0	3, 988, 000	0	3, 987, 010	0	990	
第 3 項 寄 託 師 徒 成 熟 事 業 費 用	127, 205, 000	0	0	0	0	127, 205, 000	0	117, 901, 811	0	9, 303, 189	
第 4 項 特 別 損 失	700, 000	44, 940, 000	0	0	0	45, 640, 000	0	45, 895, 575	0	△ 255, 575	
第 5 項 予 備 費	1, 500, 000	0	0	0	0	1, 500, 000	0	0	0	1, 500, 000	

※消費税の納入繰替が免除されています。

(2) 資本的収入及び支出

区 分	収 入						予 算 額 に 比 べ 増 減	備 考
	予 算			額				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	繰越額に 係る繰越額に 係る財源充当額	合 計		
第1款 資本的収入	184,400,000	0	184,400,000	0	0	184,400,000	円	△ 1,765,492
第1項 補助金	1,482,000	0	1,482,000	0	0	1,482,000	円	△ 672
第2項 負担金	182,918,000	0	182,918,000	0	0	182,918,000	円	△ 1,764,820

支 出

区 分	算 額							翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考		
	予 算			額				決 算 額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	繰越額			費 次 額	合 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	繰越額	費 次 額							
第 1 款 資 本 的 支 出	184,400,000	0	0	184,400,000	円	円	円	182,634,508	円	0	0	1,765,492		
第 1 項 繰 越 改 良 費	1,482,000	0	0	1,482,000	円	円	円	1,481,328	円	0	0	672		
第 2 項 企 業 償 還 金	182,918,000	0	0	182,918,000	円	円	円	181,153,180	円	0	0	1,764,820		

※消費税の納入義務が免除されています。

1 令和5年度 奈良市水道事業決算報告書

(1)収益的収入予算及び収益的支出予算

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営 企業法第3項に 係る額	地方公営 企業法第24条 による当 合 計			
第1款 水道事業収益	9,364,000,000	0	0	9,364,000,000	9,474,066,811	110,066,811	
第1項 営業収益	7,652,101,000	0	0	7,652,101,000	7,672,597,219	20,496,219	(うち、仮受消費税及び地方 消費税 695,328,517円)
第2項 営業外収益	1,711,862,000	0	0	1,711,862,000	1,712,725,099	863,099	(〃 24,005,312円)
第3項 特別利益	37,000	0	0	37,000	88,744,493	88,707,493	(〃 163,122円)

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	地方公営 企業法第21条第3項 の規定による支出額	地方公営 企業法第26条第2項 の規定による繰越額	小 計			
第1款 水道事業費用	9,253,000,000	0	0	0	0	9,253,000,000	8,480,149,669	772,850,331	
第1項 営業費用	8,793,018,000	0	0	0	0	8,711,018,000	8,040,531,569	670,486,431	(うち、仮払消費税及び地方 消費税 340,186,460円)
第2項 営業外費用	443,414,000	0	0	0	0	443,414,000	351,875,812	91,538,188	
第3項 特別損失	6,568,000	0	0	0	0	88,568,000	87,742,288	825,712	(〃 490,562円)
第4項 予備費	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000	0	10,000,000	

(2) 資本的収入予算及び資本的支出予算

区 分	予 算 額				合 計	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の4第1項の規定による繰越額に係る財源繰越額に充てる額財源充当額				
第1款 資本的収入	円 1,733,000,000	円 △ 39,998,000	円 1,693,002,000	円 601,701,000	円 2,294,703,000	円 1,154,203,843	円 △ 1,140,499,157	
第1項 企業債	1,165,300,000	0	1,165,300,000	509,300,000	1,674,600,000	564,500,000	△ 1,110,100,000	
第2項 固定資産売却代金	102,000	0	102,000	0	102,000	619,950	517,950	(うち、仮受消費税及び地方消費税 36,450円)
第3項 補助金	69,410,000	△ 39,998,000	29,412,000	88,222,000	117,634,000	159,448,000	41,814,000	
第4項 負担金	219,408,000	0	219,408,000	4,179,000	223,587,000	115,037,873	△ 108,549,127	翌年度繰越額にかかる財源充当額 6,708,900円 (うち、仮受消費税及び地方消費税 609,900円)
第5項 分担金	278,780,000	0	278,780,000	0	278,780,000	314,598,020	35,818,020	(うち、仮受消費税及び地方消費税 28,616,020円)

支 出

区 分	予 算 額				合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額		不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	小 計	地方公営企業法第26条の4第1項の規定による繰越額	地方公営企業法第26条の4第1項の規定による繰越額	地方公営企業法第26条の4第1項の規定による繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	円 3,727,000,000	円 △ 117,671,000	円 0	円 3,609,329,000	円 1,535,051,000	円 5,257,913,000	円 720,435,000	円 1,336,459,600	円 406,052,793	
第1項 建設改良費	2,576,678,000	△ 117,671,000	0	△ 17,128,440	2,441,878,560	4,090,462,560	2,359,140,032	616,024,600	394,862,928	(うち、仮払消費税及び地方消費税 196,693,024円)
第2項 固定資産取得費	22,375,000	0	0	39,503,440	0	39,503,440	0	0	686,900	(うち、仮払消費税 3,002,040円)
第3項 企業債償還金	1,117,947,000	0	0	0	1,117,947,000	1,117,444,035	0	0	502,965	
第4項 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	0	10,000,000	0	0	10,000,000	

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額6,708,900円を除く。)が資本的支出額に不足する額2,367,905,664円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額170,433,294円、水道老朽施設更新積立金100,000,000円及び過年度分損益勘定留保資金2,097,472,370円で補填した。

1 令和5年度 奈良市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入予算及び収益的支出予算

収入

区分	予算額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収益	8,731,000,000	0	0	8,731,000,000	8,686,709,368	△ 44,290,632	
第1項 営業収益	5,844,996,000	0	0	5,844,996,000	5,855,585,530	10,589,530	(うち、仮受消費税及び地方消費税 491,234,179円)
第2項 営業外収益	2,885,983,000	0	0	2,885,983,000	2,825,192,839	△ 60,790,161	(" 2,708円)
第3項 特別利益	21,000	0	0	21,000	5,930,999	5,909,999	(" 533,018円)

支出

区分	予算額						決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備考
	当初予算額	補正予算額	子備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額			
第1款 下水道事業費用	8,542,000,000	0	0	0	0	8,542,000,000	0	8,076,514,249	465,485,751	(うち、仮払消費税及び地方消費税 321,045,733円)
第1項 営業費用	8,100,516,000	0	0	0	0	8,100,516,000	0	7,730,419,002	370,096,998	
第2項 営業外費用	433,024,000	0	0	0	0	433,024,000	0	343,316,808	89,707,192	
第3項 特別損失	3,460,000	0	0	0	0	3,460,000	0	2,778,439	681,561	(" 252,572円)
第4項 予 備 費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	

(2) 資本的収入予算及び資本的支出予算

区 分	予 算 額				合 計	決 算 額		備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の1第2項による繰越繰越額に係る財源充当額		地方公営企業法第26条の1第2項による繰越繰越額	予算額に比べ決算額の増減	
第1款 資本的収入	1,857,000,000	0	1,857,000,000	462,299,000	0	2,319,299,000	1,813,968,817 △ 505,330,183	
第1項 企業債	1,276,100,000	0	1,276,100,000	359,100,000	0	1,635,200,000	1,233,900,000 △ 401,300,000	
第2項 他会計補助金	449,649,000	0	449,649,000	0	0	449,649,000	0	翌年度繰越額に係る財源充当額
第3項 国庫補助金及び交付金	110,000,000	0	110,000,000	90,820,000	0	200,820,000	111,118,547 △ 89,701,453	18,950,000円
第4項 果樹補助金	3,100,000	0	3,100,000	0	0	3,100,000	0	
第5項 負担金等	18,151,000	0	18,151,000	12,379,000	0	30,530,000	16,201,270 △ 14,328,730	

支 出

区 分	予 算 額				合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額		備 考
	当初予算額	補正予算額	費用支出額	増減額	小 計		地方公営企業法第26条の1第2項による繰越繰越額	地方公営企業法第26条の1第2項による繰越繰越額	
第1款 資本的支出	3,981,000,000	0	0	0	3,981,000,000	3,934,410,853	0	291,278,000	240,814,147
第1項 雄略改良費	738,941,000	0	0	0	738,941,000	696,731,604	0	291,278,000	236,434,396
第2項 固定資産取得費	1,218,000	0	0	0	1,218,000	191,950	0	0	1,026,050 (うち、仮払消費税及び地方消費税 59,256,873円)
第3項 企業償還金	3,240,841,000	0	0	0	3,240,841,000	3,237,487,299	0	0	3,353,701 (" 17,450円)

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額18,950,000円を除く。)が資本的支出額に不足する額2,139,392,036円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,051,244円、繰越工事資金23,000,000円、過年度分損益勘定留保資金1,845,215,453円及び当年度分損益勘定留保資金237,125,339円で相抵した。

(令和 6 年 10 月 1 日掲示済)

奈良市告示第 520 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第 78 条第 2 号の規定により公示する。

令和 6 年 10 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 6 年 9 月 30 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970105686	訪問介護	医療法人泰山会	大阪府大阪市北区中崎西三丁目 3 番 40 号	ヘルパーステーションあきしの	奈良県奈良市秋篠町 1432-1
2970108284	訪問介護	株式会社フェリシテ	京都府木津川市木津殿城 90 番地 6	訪問介護補助	奈良県奈良市南京終町一丁目 89 番地 4
2970108409	通所介護	株式会社フェリシテ	京都府木津川市木津殿城 90 番地 6	デイサービス補助	奈良県奈良市南京終町一丁目 89 番地 4
2970105322	訪問介護	株式会社 SHARA	奈良県奈良市東九条町 1115 番地の 16	訪問介護事業所 SHARA	奈良県奈良市東九条町 1115 番地の 16

(令和 6 年 10 月 1 日掲示済)

奈良市告示第 521 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条第 1 号の規定により公示する。

令和 6 年 10 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 6 年 10 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190787	訪問介護	株式会社スリーピース	奈良県奈良市神功五丁目 3-3 ルルデハイツⅡ-103	訪問介護にじいろ	奈良県奈良市神功五丁目 3-3 ルルデハイツⅡ-103
2970190779	訪問介護	株式会社スタッフシェウエイ	愛知県東海市名和町後西 19 番地	アクア奈良訪問介護	奈良県奈良市佐保台西町 67 番地
2960199301	訪問看護	株式会社スタッフシェウエイ	愛知県東海市名和町後西 19 番地	アクア奈良訪問看護	奈良県奈良市佐保台西町 67 番地
2970190753	訪問介護	株式会社いっと	奈良県奈良市富雄泉ヶ丘 5 番 12 号	訪問介護事業所いっと	奈良県奈良市富雄泉ヶ丘 5 番 12 号
2970190795	訪問介護	株式会社 OASIS	奈良県奈良市南京終町一丁目 89 番地 4	訪問介護補助	奈良県奈良市南京終町一丁目 89 番地 4
2970190803	通所介護	株式会社 OASIS	奈良県奈良市南京終町一丁目 89 番地 4	デイサービス補助	奈良県奈良市南京終町一丁目 89 番地 4

2970190761	訪問介護	合同会社なごみ	大阪府大阪市西成区千本北一丁目13番3号エルメゾン5th 101号室	なごみ訪問介護サービス	奈良県奈良市押熊町1323番2号 サニーコートD 201号室
------------	------	---------	------------------------------------	-------------	--------------------------------

(令和6年10月2日揭示済)

奈良市告示第522号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和6年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和6年10月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190811	居宅介護支援	合同会社陽	奈良県奈良市大宮町六丁目4番地の8 ルミエール新大宮405号	ケアサポートひなた	奈良県奈良市大宮町六丁目4番地の8 ルミエール新大宮405号

(令和6年10月2日揭示済)

奈良市告示第523号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年10月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定年月日	医療機関等名	所在地	開設者氏名
令和5年 5月1日	プラチナ薬局 とみお店	奈良市富雄元町二丁目6番48号 ライオンズプラザ富雄1F	株式会社YU 代表取締役 吉塚 雄輔
令和5年 7月1日	ひだまり薬局 田原店	奈良市此瀬町357-1	株式会社コミュニティメディカル 代表取締役 小田 弘
令和5年 7月1日	ひだまり薬局 神姫店	奈良市神姫町650番地	株式会社コミュニティメディカル 代表取締役 小田 弘
令和5年 8月1日	サン薬局 奈良南店	奈良市七条西町二丁目1023-3	株式会社関西メディコ 代表取締役 安井 将美
令和5年 9月1日	スマイル薬局 学園南店	奈良市学園南一丁目5番19号	ビックリー株式会社 代表取締役 保井 芳昭
令和5年 10月1日	かえで薬局	奈良市芝辻町二丁目10番26号 新田村ビル102	ヤマトセラム株式会社 代表取締役 長谷川 達也
令和5年 12月1日	キリン堂薬局 秋篠店	奈良市山陵町1079番地の1	株式会社キリン堂 代表取締役 寺西 豊彦
令和6年 1月1日	わかくさ薬局	奈良市紀寺町687-9	藤野 智子
令和6年 2月1日	わかくさ薬局	奈良市紀寺町687-9	株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 淡路 英広
令和6年 2月1日	今小路薬局 西大寺店	奈良市西大寺南町11番17号 マンション・オカザワ1-D	有限会社純薬 取締役 柏木 悦徳

(令和6年10月3日揭示済)

奈良市告示第 524 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 10 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和 5 年 5 月 1 日	訪問介護ステーション ア スモ	奈良市富雄元町 4-8-14 ハイッあ づま 106 号	株式会社ツリーホーム 代表取締役 中田ルミ子
令和 5 年 5 月 1 日	訪問看護ステーション も も	奈良市都祁友田町四丁目 515 番地 の 1	社会福祉法人大和高原育成福祉会 理事長 三浦 正志
令和 5 年 10 月 1 日	訪問看護ステーション 穂 笑	奈良市押熊町 395-1 梅守マンショ ン 203 号	株式会社カームネススマイル 代表取締役 山品 照美
令和 5 年 11 月 1 日	訪問看護ステーション 福 優	奈良市芝辻町二丁目 5-3 タウニ イマサキ 105 号室	株式会社福優 代表取締役 福井 温子

(令和 6 年 10 月 3 日掲示済)

奈良市告示第 525 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 10 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名	担当する医療の種類
令和 5 年 12 月 1 日	はらだ糖尿病・腎・内科 クリニック	奈良市中登美ヶ丘三丁 目 1 番地 1 階	原田 幸児	腎臓に関する医療（腹 膜透析に関するものに 限る。）
令和 6 年 3 月 1 日	清和会クリニック	奈良市学園大和町五丁 目 724-4	医療法人 清和会 理事長 國分 清和	腎臓に関する医療

(令和 6 年 10 月 3 日掲示済)

奈良市告示第 526 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関の指定の辞退について、下記のとおり、同法第 69 条第 3 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 10 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定辞退 年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名	指定辞退する医療 の種類
令和 6 年 4 月 30 日	奈良県総合医療センタ ー	奈良市七条西町二丁目 897 番 5	地方独立行政法人奈良 県立病院機構 理事長 上田 裕一	脳神経外科に関する医 療

(令和 6 年 10 月 3 日掲示済)

奈良市告示第 527 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により敷島町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

1 回目

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	大井 隆博 奈良市敷島町一丁目539番地の7	吉川 恵史 奈良市敷島町一丁目 543 番地の 86

2 回目

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	吉川 恵史 奈良市敷島町一丁目543番地の86	畠山 壽美子 奈良市敷島町一丁目 548 番地の 26

2 変更の年月日

1 回目 令和5年4月1日

2 回目 令和6年5月19日

(令和6年10月4日揭示済)

奈良市告示第528号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西包永町第1自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次の通り告示する。

令和6年10月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	永井 幸子 奈良市西包永町 24 番地の 2	川邊 裕司 奈良市西包永町 25 番地

2 変更の年月日

令和6年5月12日

(令和6年10月4日揭示済)

奈良市告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	南部第1号線	杏町18番1地先から杏町18番3地先まで	前	8.13～8.45	29	
			後	8.13～8.45	29	

(令和6年10月7日揭示済)

奈良市告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)
1	南部第1号線	杏町18番1地先から	杏町18番3地先まで	L=29 W=8.13～8.45

(令和 6 年 10 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 531 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 13 第 3 項の規定に基づき、次の市道路線を歩行者専用道路に指定する。その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 10 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	南部第 734 号線	大安寺六丁目 774 番 1 地先から	大安寺六丁目 771 番 1 地先まで	L=23.0 W=5.0

(令和 6 年 10 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 532 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、同法第 13 条の規定に基づき変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 10 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
奈良農業振興地域整備計画
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の写しの縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市 観光経済部 農政課

(令和 6 年 10 月 8 日揭示済)

奈良市告示第 533 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 10 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和 6 年 3 月 13 日 奈良市指令整開 第 23A-30 号
令和 6 年 5 月 16 日 奈良市指令整開 第 23A-30-1 号
令和 6 年 6 月 13 日 奈良市指令整開 第 23A-30-2 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和 6 年 10 月 8 日 第 1914 号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良県奈良市中登美ヶ丘二丁目 1981 番 8
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都中央区勝どき一丁目 8 番 1-5004 号
皆川 亮一郎

(令和 6 年 10 月 8 日揭示済)

奈良市告示第 534 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年4月17日 奈良市指令整開 第23A-44号

令和6年9月17日 奈良市指令整開 第23A-44-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年10月8日 第1915号

公共施設 令和6年10月8日 第966号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町1709番3、1710番2の一部、1713番1の一部及び1714番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中山町1457番地の1

イーマネジメント株式会社 代表取締役 大川 昌之

奈良市六条町113番4

株式会社栗実住宅 代表取締役 國原 正記

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中山町1709番3の一部、1710番2の一部、1713番1の一部及び1714番1の一部

(2) 調整池

奈良市中山町1713番1の一部

(3) 下水道

奈良市中山町1709番3の一部及び1714番1の一部

(令和6年10月8日揭示済)

奈良市告示第535号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年10月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

(令和6年10月8日揭示済)

奈良市告示第536号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和4年奈良市告示222号（指定納付受託者の指定）の告示を次のように改正し、及び指定納付受託者を指定したので奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和6年10月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地	東京都文京区本郷3丁目33番5号 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役 角田 典彦
指定（変更）をし	令和6年10月1日

た日	
納付を委託することができる歳入の種類	市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険料（普通徴収分）・後期高齢者医療保険料（普通徴収分）・介護保険料（普通徴収分）・保育料・保育実費（給食費・延長保育利用料・一時預かり利用料・災害共済掛金）
指定納付受託者が提携しているコンビニエンスストア及び決済事業者	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 永松 文彦
	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 株式会社ローソン 代表取締役社長 竹増 貞信
	東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 細見 研介
	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 藤本 明裕
	東京都千代田区岩本町3-10-1 山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩
	東京都港区港南1丁目8番27号日新ビル12階 株式会社しんきん情報サービス 代表取締役社長 飯吉 真
	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665-1 株式会社ボプラ 代表取締役社長 岡田 礼信
	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セコマ 代表取締役社長 赤尾 洋昭
	東京都千代田区内幸町1-2-2 日比谷ダイビル13階 ビリングシステム株式会社 代表取締役 江田 敏彦
	東京都千代田区紀尾井町1-3 PayPay株式会社 代表取締役社長執行役員CEO 中山 一郎
	東京都品川区西品川1丁目1番1号住友不動産大崎ガーデンタワー22階 LINE Pay株式会社 代表取締役社長CEO 前田 貴司
	東京都港区芝浦3-1-21msb Tamachi 田町ステーションタワーS 株式会社ファミマデジタルワン 代表取締役社長 中野 和浩
	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号ガーデンエアタワー KDDI株式会社 代表取締役社長 高橋 誠
	東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー 株式会社NTTドコモ 代表取締役社長 前田 義晃
委託期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(令和6年10月9日掲示済)

奈良市告示第537号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示	
芝辻町三丁目1番13-3号	帝塚山南二丁目3番13号
芝辻町三丁目1番13-2号	五条西一丁目30番10号
富雄元町一丁目2番5号	西登美ヶ丘五丁目17番13-1号
四条大路二丁目2番50号	北登美ヶ丘一丁目10番17号
三松三丁目14番15号	芝辻町一丁目6番7号
西千代ヶ丘三丁目25番24号	

西登美ヶ丘六丁目6番16号	
疋田町二丁目5番15号	
学園朝日町3番11-1号	
大森西町18番18号	
学園南二丁目20番11号	
登美ヶ丘六丁目9番9号	
西大寺宝ヶ丘1番15号	
西大寺宝ヶ丘2番22号	
西登美ヶ丘三丁目21番14号	
東登美ヶ丘六丁目23番7号	
三松ヶ丘4番15号	
平松四丁目22番4号	
七条一丁目1番10号	

(令和6年10月10日揭示済)

奈良市告示第538号

令和6年10月9日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和6年度奈良市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度奈良市一般会計
補正予算（第5号）

令和6年度奈良市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ180,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,223,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17. 県支出金		11,411,241 ^{千円}	180,000 ^{千円}	11,591,241 ^{千円}
	3. 県委託金	76,552	180,000	256,552
歳入合計		166,043,181	180,000	166,223,181

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		18,936,708 ^{千円}	180,000 ^{千円}	19,116,708 ^{千円}
	5. 選挙費	67,991	180,000	247,991
歳出合計		166,043,181	180,000	166,223,181

(令和6年10月10日揭示済)

奈良市告示第539号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者として指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和6年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定納付受託者**(1) 名称**

株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

戸籍謄抄本等交付手数料

除籍謄抄本等交付手数料

届出又は申請の受理等の証明書交付手数料

住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料

除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料

戸籍の附票の写し交付手数料

戸籍の附票の除票の写し交付手数料

印鑑登録証明書交付手数料

身分証明書等その他証明書交付手数料

課税・非課税証明書交付手数料

住宅用家屋証明交付手数料

名寄帳交付手数料

おむつ代医療費控除に係る確認証明書手数料

墓地使用許可書の書換え手数料又は再交付手数料

予防接種実費徴収金

郵送料

犬の登録手数料

犬の鑑札の再交付手数料

狂犬病予防注射済票交付手数料

狂犬病予防注射済票再交付手数料

飲食店営業等許可申請手数料

製造所設置許可申請手数料

屋内貯蔵所設置許可申請手数料

屋外タンク貯蔵所設置許可申請手数料

屋内タンク貯蔵所設置許可申請手数料

地下タンク貯蔵所設置許可申請手数料

簡易タンク貯蔵所設置許可申請手数料

移動タンク貯蔵所設置許可申請手数料

屋外貯蔵所設置許可申請手数料

給油取扱所設置許可申請手数料

販売取扱所設置許可申請手数料

一般取扱所設置許可申請手数料

製造所変更許可申請手数料

屋内貯蔵所変更許可申請手数料

屋外タンク貯蔵所変更許可申請手数料

屋内タンク貯蔵所変更許可申請手数料

地下タンク貯蔵所変更許可申請手数料
簡易タンク貯蔵所変更許可申請手数料
移動タンク貯蔵所変更許可申請手数料
屋外貯蔵所変更許可申請手数料
給油取扱所変更完成検査許可申請手数料
販売取扱所変更完成検査許可申請手数料
一般取扱所変更完成検査許可申請手数料
製造所設置完成検査手数料
屋内貯蔵所設置完成検査手数料
屋外タンク貯蔵所設置完成検査手数料
屋内タンク貯蔵所設置完成検査手数料
地下タンク貯蔵所設置完成検査手数料
簡易タンク貯蔵所設置完成検査手数料
移動タンク貯蔵所設置完成検査手数料
屋外貯蔵所設置完成検査手数料
給油取扱所設置完成検査手数料
販売取扱所設置完成検査手数料
一般取扱所設置完成検査手数料
製造所変更完成検査手数料
屋内貯蔵所変更完成検査手数料
屋外タンク貯蔵所変更完成検査手数料
屋内タンク貯蔵所変更完成検査手数料
地下タンク貯蔵所変更完成検査手数料
簡易タンク貯蔵所変更完成検査手数料
移動タンク貯蔵所変更完成検査手数料
屋外貯蔵所変更完成検査手数料
危険物の仮貯蔵仮取扱承認申請手数料
製造所等の仮使用承認申請手数料
タンク水張検査手数料
タンク水圧検査手数料
防火管理講習課程修了証明書再発行手数料
その他証明手数料
納税証明書交付手数料
固定資産評価・税額等証明書交付手数料
扶養証明書交付手数料
事業証明書交付手数料
証明書交付手数料（医事薬事）
薬局開設許可証再交付手数料
薬局製造販売医薬品製造販売業許可証再交付手数料
薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付手数料
医薬品店舗販売業許可証再交付手数料
高度管理医療機器等販売業貸与業許可証再交付手数料
毒物劇物販売業登録票再交付手数料
診療所開設許可申請手数料
診療所構造設備使用許可申請手数料
衛生検査所登録証明書再交付手数料
飲食店営業等許可証書換え交付手数料
飲食店営業等許可証再交付手数料

製造所変更許可及び仮使用承認申請手数料
 屋内貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
 屋外タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
 屋内タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
 地下タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
 簡易タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
 移動タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
 屋外貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
 給油取扱所変更許可及び仮使用承認申請手数料
 販売取扱所変更許可及び仮使用承認申請手数料
 一般取扱所変更許可及び仮使用承認申請手数料
 建築確認台帳記載証明手数料
 ななまるカード再発行実費徴収金
 行政財産使用料
 地境明示手数料
 境界確定原本証明手数料
 市道証明交付手数料
 市道幅員証明交付手数料

3 指定日

令和6年10月10日

4 指定期間

令和6年10月10日から令和7年3月31日まで

(令和6年10月10日揭示済)

奈良市告示第540号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により若葉台二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	岡本 英子 奈良市若葉台二丁目6番20号	下村 富士郎 奈良市若葉台二丁目2番7号

2 変更の年月日

令和6年4月14日

(令和6年10月10日揭示済)

奈良市告示第541号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により二名城ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	福永 尚志 奈良市二名四丁目1193番地の16	山原 康浩 奈良市二名四丁目 1193 番地の 24

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

(令和 6 年 10 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 542 号

奈良市物品購入等入札参加の資格等に関する要領を次のように定める。

令和 6 年 10 月 11 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市物品購入等入札参加の資格等に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び令第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、本市が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事、測量及び建設コンサルタントについての契約を除く。以下「物品購入等契約」という。）に係る入札又は見積り（以下「入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、審査その他必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第 2 条 入札等に参加を希望する者は、市長の入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができない。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者
- (2) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
- (3) 奈良市税、所得税又は法人税、奈良市国民健康保険料、奈良市の水道料金及び下水道使用料、消費税並びに地方消費税に滞納がある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由があると認められる者
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 前項の資格審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書に別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 前項の申請は、市長が別に定める期間に行うものとする。ただし、当該申請期間経過後においても市長が当該申請期間と別に定める期間に申請を行うことができるものとする。

(資格者の決定等)

第 3 条 市長は、入札参加資格を有する者（以下「資格者」という。）を決定したときは、競争入札参加資格者名簿に登録し、その旨を申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第 4 条 入札参加資格の有効期間は、定期申請（第 2 条第 3 項本文の申請をいう。以下同じ。）にあっては 3 年間とし、追加申請（第 2 条第 3 項ただし書の申請をいう。）にあっては結果通知をした日の翌日から直前の定期申請により入札参加資格を得た者の有効期間の末日までとする。

(変更届)

第 5 条 資格者は、次に掲げる事項に変更があったとき、又は長期にわたり休業することとなったとき、若しくは廃業することとなったときは、市長が別に定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称及び所在地
- (2) 代表者氏名
- (3) 代理人
- (4) その他営業内容についての重要な事項
(入札参加資格の取消し)

第 6 条 市長は、資格者が令第 167 条の 4 第 2 項各号（令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する場合のいずれかに該当するとき又は不正の手段により入札参加資格を受けたと認められるときは、入札参加資格を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により資格者の入札参加資格を取り消したときは、直ちに当該資格者に通知するものとする。

（雑則）

第 7 条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 11 日から施行する。

（令和 6 年 10 月 11 日揭示済）

奈良市告示第 543 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 11 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日

令和 6 年 10 月 3 日

- 3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

- 5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

- 6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

- 7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

- 8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 6 年 10 月 11 日揭示済）

監

査

奈良市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 5

項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和 6 年 10 月 4 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出
奈 監 第 73 号
令和 6 年 10 月 2 日

請求人住所・氏名省略

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和 6 年 6 月 20 日付けで提出のあった、奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により次のとおり通知します。

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨については、提出書類から次のとおりと解した。なお、固有名称についてはアルファベットに置き換えている。

奈良市職員措置請求書

1 請求の要旨

令和 2 年から令和 5 年までの間、A 自治会からの自治会交付金申請において、自治会加入世帯数が水増しされて請求が行われたにもかかわらず、地域づくり推進課は必要な審査を怠り、実態を上回る交付金を支給した。また、B 地域自治協議会からの地域づくり一括交付金申請についても、水増しされた A 自治会の加入世帯数が含まれた自治会加入世帯数で請求が行われたにもかかわらず、地域づくり推進課は必要な審査を怠り、実態を上回る交付金を支給した。

過去の A 自治会での会議の議事録において、「A 自治会の在籍戸数を正確に把握する必要があり町費納入戸数をもって決定する」と明記されているため、自治会費納入世帯数を超えて交付されている自治会交付金及び地域づくり一括交付金は過払となっており、過大に支出された交付金について、市長に対し、返還請求をしてもらうよう請求する。

また、A 自治会における水増し請求は氷山の一角と推察されるため、過去に遡って奈良市内全自治会の交付金の申請、交付実態の検証を請求する。

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

市の組織である監査委員による検証には限界があるため、個別外部監査を求める。

2 請求の受理

本件住民監査請求は、令和 6 年 7 月 9 日に要件審査を行ったが、法第 242 条第 1 項の規定による要件を満たしていなかったため、請求人に補正を依頼した。これを受け、令和 6 年 7 月 23 日に補正書の提出があり、同月 29 日に要件審査を行った結果、要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第 2 個別外部監査契約に基づく監査の請求について

請求人は、市の組織である監査委員による検証には限界があることから本件住民監査請求について外部の方の検証を求めたいとし、個別外部監査契約に基づく監査を求めているので、これについて判断する。

監査委員は、常に公正不偏の態度を保持して監査を行う義務があり、請求人の主張する理由をもって本件住民監査請求の監査が公正に行えないと認めることはできないため、個別外部監査契約に基づく監査を行わないものと決定した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

令和5年度に交付された、A自治会に対する自治会交付金及びB地域自治協議会に対する地域づくり一括交付金において、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否かについて、監査対象とした。

なお、令和4年度以前に交付された、A自治会に対する自治会交付金及びB地域自治協議会に対する地域づくり一括交付金については、本件住民監査請求が提出された令和6年6月20日時点において、交付されてから既に1年が経過しており、そのことに対する正当な理由はないと判断したため、法第242条第2項に規定されている住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象とはしなかった。また、奈良市内全自治会の自治会交付金については、監査対象が個別的、具体的に特定されていないため、監査対象とはしなかった。

2 監査対象部局

市民部地域づくり推進課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和6年8月1日に新たな証拠の提出を受け、陳述の聴取を行った。

4 関係職員の陳述

令和6年8月27日に市民部長、地域づくり推進課長、地域づくり推進課長補佐及び地域づくり推進課総務係長に対し、陳述の聴取を行った。

第4 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 認定事実

(1) 自治会交付金の制度について

ア 自治会交付金は、安全・安心で住みよい地域を築くために、同じ地域に住んでいる人たちがお互いに助け合い、支え合い、親睦を深める活動を行う任意の団体である自治会に対して、住民交流に関する事業や環境美化・保全、保健・福祉に関する事業等の活動を促進し、ひいては地域コミュニティの推進及び地域の活性化に寄与することを目的に交付されている。

自治会交付金の交付に関する概要については、奈良市自治会交付金交付要項において、次のとおり定められている。

【奈良市自治会交付金交付要項（抜粋）】

(目的)

第1条 この要項は、自治会に対し、当該自治会の事業に要する経費の一部について自治会交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、地域コミュニティの推進に資することを目的とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算に定める額の範囲内において、市長が定めるものとする。

2 前項の交付金の交付基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 交付金は、当該年度の4月1日現在において、当該自治会に加入している世帯数をもって算定する。

(2) 当該年度途中で新たに結成された自治会にあっては、前号の規定にかかわらず、結成時において、当該自治会に加入している世帯数をもって算定する。ただし、当該年度の4月1日現在において結成されていた自治会を構成する者が、年度途中で当該自治会を退会し、新たに自治会を結成した場合（分割して別に自治会を結成した場合を含む）は、当該新たに結成された自治会には、交付金を交付しない。

(3) 交付金は、市の会計年度ごとに算定する。ただし、当該年度の途中で結成された自治会に対しては、その結成の月から当該年度末までの月数により算定する。

(交付金の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする自治会の代表者（以下「自治会長」という。）は、自治会交付金申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 前年度自治会事業報告書・当該年度自治会事業計画書（別記第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 自治会長は、事業が完了したときは、速やかに事業報告書及び収支決算書を市長に提出するものとする。交付金の交付の決定に係る会計年度が終了したときも、また、同様とする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、自治会が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか事業に関して交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他この要項に違反したとき。

(交付金の返還)

第10条 市長は、自治会が次のいずれかに該当するときは、交付金返還命令書（別記第5号様式）により期限を定めて、既に交付した交付金の全部又は一部の交付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第7条の規定による変更承認により、返還の必要があると認められたとき。
- (2) 第8条の規定による実績報告の内容を審査した結果、交付対象経費が交付額に満たないとき。
- (3) 第9条の規定により交付金の交付の決定を取り消したとき。

自治会交付金の額は、「奈良市自治会交付金のてびき」において、4月1日時点の自治会加入世帯数（以下「4月世帯数」という。）に基準額を乗じたものとなっている。なお、令和5年度の基準額は市長決裁により360円と定められている。

イ 交付申請時における審査方法について

交付申請時には、奈良市自治会交付金申請書類チェックリストに基づき、自治会加入世帯数が記載されているか、自治会加入世帯数に関し会長以外の役員の署名があるかなどの確認を行うことにしている。

ウ 実績報告時における審査方法について

各自治会から4月1日時点の自治会加入世帯数として申請され、自治会交付金の算定に用いられる世帯数（以下「申請世帯数」という。）の正確な確認については、住民票を置かずに居住されている世帯、空き家、世帯分離等、各世帯により実態が様々であることから、所管課では確認することはできない。そのため、実績報告時に徴取している収支決算書に自治会費納入世帯数（以下「決算世帯数」という。）が記載されている限り、申請世帯数の正確性を確認する際の参考情報として、奈良市自治会交付金実績報告書類チェックリストに基づき申請世帯数と決算世帯数を比較することとし、10世帯以上の差があれば自治会に聞き取りを行うことにしている。その他、交付金額に誤りがないかなど確認を行うことにしている。

なお、実績報告については、令和2年度以前は各自治会に対し提出を求めていなかったが、過去の住民監査請求の結果を踏まえ、令和3年度から事業報告書及び収支決算書による報告を求めるよう改め、その確認が行われているところである。

(2) 地域づくり一括交付金の制度について

ア 地域づくり一括交付金の交付に関する概要については、奈良市地域づくり一括交付金交付要領において、次のとおり定められている。

【奈良市地域づくり一括交付金交付要領（抜粋）】

(趣旨)

第1条 市が交付する交付金等の柔軟な運用により、市民参画及び協働によるまちづくりのより効果的かつ効率的な推進を図るため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成21年奈良市条例第34号。以下「条例」という。）第2条第8号に規定する地域自治協議会（以下「協議会」という。）の活動に要する経費に対し、予算の範囲内で奈良市地域づくり一括交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付を受けることができる事業等（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会の運営及び自主的、自立的なまちづくりに関する事業
- (2) 地域活動推進に関する事業
 - ア 区域内の住民の対話促進及び地域コミュニティの推進に関する事業
 - イ 区域内の住民の要望事項等の集約に関する事業
 - ウ 区域内の住民がともに支えあう地域福祉の充実に関する事業

(3) 自主防災・防犯活動に関する事業

(交付対象経費及び交付金の額)

第 4 条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対象事業に要する経費とする。ただし、交際費、慶弔費及び懇親会に係る経費のほか、市長が社会通念上適切でないと認める経費は対象としない。

2 交付金の額は、別表各号の合計額とする。

3～4 略

(交付金の交付申請)

第 5 条 交付金の交付を受けようとする協議会は、地域づくり一括交付金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約
- (4) 役員名簿
- (5) 参加団体一覧
- (6) 組織図
- (7) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第 10 条 交付金の交付を受けた協議会は、地域づくり一括交付金実績報告書（様式第 5 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、対象事業の完了後、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付金の支給後に、規則第 9 条第 1 項の規定による認定の取消し又は規則第 10 条の規定による解散の届出があったとき。
- (4) 協議会を構成する地区自治連合会又は自主防災・防犯組織が、交付金と奈良市地域活動推進交付金又は奈良市自主防災・防犯組織活動交付金を重複して交付を受けたとき。
- (5) 前各号のほか本要領の定めに反する行為があったとき。

(交付金の返還)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき又は該当すると認められるときは、協議会に対し、期限を定めて、交付金の返還を命じることができる。

- (1) 前条の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているとき。
- (2) 地域づくり一括交付金積立計画の変更又は中止により、積立金に不用額が生じたとき。

別表（第 4 条関係）

交付金	交付額
第 3 条第 1 号に関する交付金	区域内人口に応じ、以下の額
	2,000 人以下 40 万円
	2,001 人以上 5,000 人以下 45 万円
	5,001 人以上 10,000 人以下 50 万円
	10,001 人以上 15,000 人以下 55 万円
	15,001 人以上 60 万円

第 3 条第 2 号及び第 3 号に関する 交付金	(1) と (2) の合計額 (1) 15 万円+50 円×自治会加入世帯数 +25 円×自治会未加入世帯数 (2) 区域内世帯数に応じ、以下の額 999 世帯以下 27 万円 1,000 世帯以上 2,999 世帯以下 36 万円 3,000 世帯以上 4,999 世帯以下 45 万円 5,000 世帯以上の場合 54 万円	
------------------------------	---	--

イ 交付申請時における審査方法について

交付申請時には、必要な書類が整っているか、地域づくり一括交付金交付額算出シートに記載されている内容に誤りがないかなどの確認を行うことにしている。

ウ 実績報告時における審査方法について

実績報告時には、地域づくり一括交付金実績報告チェックリストに基づき、交付決定金額に誤りがないか、対象事業支出額が交付決定金額を上回っているかなどの確認を行うことにしている。

(3) 令和 5 年度に交付された、A 自治会に対する自治会交付金について

ア 交付申請について

A 自治会から、令和 5 年 5 月 11 日に申請世帯数が 45 世帯と記載された申請書類（自治会交付金申請書、自治会事業計画書等）が提出された。

イ 交付申請の審査について

所管課は、申請書類チェックリストに基づき、申請世帯数に関し会長以外の役員の署名があることなど提出書類の確認を行った。加えて、申請世帯数が前年度から大幅に増減していないかの比較を行い、前年度の申請世帯数と同数であることを確認した。

ウ 自治会交付金の交付について

申請世帯数 45 世帯に令和 5 年度の基準額 360 円を乗じて得られた額 16,200 円を交付額として令和 5 年 7 月 7 日付けで交付決定し、同月 19 日に A 自治会に自治会交付金を交付した。

エ 申請世帯数の確認について

所管課は、令和 5 年度の申請世帯数について、令和 6 年 3 月に A 自治会の会員名等が記載された資料を基に、会費の減免世帯等を含む 45 世帯であることを確認した。

オ 実績報告について

A 自治会から、令和 6 年 5 月に決算世帯数が 40 世帯と記載された実績報告書類（事業報告書、収支決算書）が提出された。所管課は、実績報告書類チェックリストに基づき、申請世帯数と決算世帯数に 10 世帯以上の差がないかなどの確認を行い、問題なしと判断した。

(4) 令和 5 年度に交付された、B 地域自治協議会に対する地域づくり一括交付金について

ア 交付申請について

B 地域自治協議会から、令和 5 年 7 月 31 日に、A 自治会を含む区域内自治会における自治会加入世帯数に基づく交付申請額が記載された申請書類（地域づくり一括交付金交付申請書、事業計画書等）が提出された。

イ 交付申請の審査について

所管課は、地域づくり一括交付金交付額算出シートを用い、B 地域自治協議会に加入している自治会について、各自治会の申請世帯数等を基に申請額が正確であるかの確認を行った。

ウ 地域づくり一括交付金の交付について

奈良市地域づくり一括交付金交付要領別表に基づき得られた額 1,499,175 円を交付額として令和 5 年 8 月 9 日付けで交付決定し、同月 18 日に B 地域自治協議会に地域づくり一括交付金を交付した。

エ 実績報告について

B 地域自治協議会から、令和 6 年 3 月 31 日付けの実績報告書類（事業報告書、収支決算書）が提出され、所管課は、実績報告チェックリストに基づき内容の確認を行い、問題なしと判断した。

(5) A 自治会における加入世帯について

ア 自治会交付金の算定基礎となっている自治会の加入世帯については、「奈良市自治会交付金の手引き」において次のとおり定められている。

【奈良市自治会交付金のてびき（抜粋）】**2. 交付金 Q&A**

世帯申請書に記載する加入世帯数については、自治会の規約、会則等で、「加入世帯」をどのように規定しているかによります。（中略）規約等で明確な記載がない場合は、自治会内で協議してください。

イ 令和 3 年 2 月に行われた A 自治会における会議の議事録に、「A 自治会の在籍戸数を正確に把握する必要がある町費納入戸数をもって決定する」との記載があった。

ウ 令和 3 年 10 月作成の A 自治会班別名簿には、会費納入状況にかかわらず、45 名+1 法人の会員の名前が記載されていた。

エ 令和 4 年 1 月に制定された A 自治会会則は、令和 5 年 4 月において、加入世帯についての具体的な規定はないが、自治会費の減免世帯は会費未納であっても弔慰金の対象となることが規定されており、また、その他の会費未納世帯においても弔慰金の対象とならないものの、会員でなくなる記載はなかった。

オ 現在の A 自治会の認識としても、会費未納世帯も自治会の加入世帯として捉えていることを所管課は確認していた。

カ (3) 及び上記の事実を基に、所管課は A 自治会への自治会交付金の交付において、不適切な点はなかったと判断していた。

3 監査委員の判断**(1) A 自治会への自治会交付金の交付について**

請求人は、「A 自治会からの自治会交付金申請において、自治会加入世帯数が水増しされて請求が行われたにもかかわらず、地域づくり推進課は必要な審査を怠り、実態を上回る交付金を支給した」と主張しているので、このことについて判断する。

請求人の言う水増しとは、A 自治会の申請世帯数と決算世帯数の差が 5 世帯あることにより、A 自治会への自治会交付金が過大交付となっていると主張しているものと解される。

A 自治会からの自治会交付金の交付申請から交付、実績報告までの流れは、認定事実 (3) のとおりであり、所管課は、A 自治会からの自治会交付金の交付申請及び実績報告時に申請世帯数の妥当性についてチェックリスト等により確認を行っていた。また、令和 5 年度の申請世帯数と決算世帯数に 5 世帯の差があることについては、認定事実 (3) エのとおり、所管課は、その差の理由が、会費を納入してもらっていないいわゆる減免世帯等によるものであることを確認していた。

一方、A 自治会では、認定事実 (5) のとおり、過去の会議において、自治会加入世帯を会費納入世帯とするという内容が議事録により確認できたものの、その後作成された A 自治会班別名簿において、会費納入状況にかかわらず会員の名前が記載されていること、また、議事録作成後に制定された A 自治会会則において、減免世帯は会費未納であっても弔慰金の対象となっていること、その他の会費未納世帯も会員でなくなる扱いとはなっていないことに加え、現在の A 自治会においても、会費未納世帯であっても自治会の加入世帯として認識していることを所管課は確認していた。

A 自治会に対する自治会交付金の交付における、所管課によるこれらの確認行為について、特段問題があると思われる点は見当たらず、また、認定事実 (3) 及び (5) にある事実関係から、申請世帯数 45 世帯を基に自治会交付金を交付したことは決算世帯数が 40 世帯であったとしても不適切ではなかった、と所管課が判断したことについて、不合理な点は見受けられなかった。

これらのとおり、申請世帯数と決算世帯数は必ずしも一致するものではないため、申請世帯数と決算世帯数に差があることのみをもって直ちに過大交付であるとは言えず、その当否については事案ごとに判断する必要がある、本件住民監査請求における A 自治会への自治会交付金の交付において、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったと言うことはできないものと判断する。

(2) B 地域自治協議会への地域づくり一括交付金の交付について

請求人は、「B 地域自治協議会からの地域づくり一括交付金申請についても、水増しされた A 自治会の加入世帯数が含まれた自治会加入世帯数で請求が行われたにもかかわらず、地域づくり推進課は必要な審査を怠り、実態を上回る交付金を支給した」と主張しているので、このことについて判断する。

請求人の言う水増しとは、(1) と同様に、A 自治会の申請世帯数と決算世帯数の差が 5 世帯あることにより、B 地域自治協議会への地域づくり一括交付金が過大交付となっていると主張しているものと解されるが、A 自治会における申請世帯数と決算世帯数の差の理由については、減免世帯等の会員によるものであり、いわゆる水増

しによるものではなかったことの確認がなされている。

このことから、(1) のとおり、A 自治会への自治会交付金の交付が違法又は不当な公金の支出でないのであれば、同じ世帯数で申請されている B 地域自治協議会への地域づくり一括交付金の交付においても、同様に違法又は不当な公金の支出に当たる点があったとは言えない。

以上、(1) 及び (2) のように、本件住民監査請求の請求人の主張には理由がないと判断し、主文のとおり決定する。

第5 意見

以上のように、本件住民監査請求には理由がないものと判断し、棄却の決定をした。その上で、自治会交付金のより良い執行に向けて、検討の余地があると見受けられる点について、市長に対し、以下のとおり意見を述べることにする。

自治会交付金の交付に関して、世帯数の捉えを以下の3つに区分することができる。

- ①申請世帯数：各自治会から4月1日時点の自治会加入世帯数として申請され、自治会交付金の算定に用いられる世帯数
- ②4月世帯数：実際の4月1日時点の自治会加入世帯数
- ③決算世帯数：収支決算書に記載されている自治会費納入世帯数

自治会交付金の算定基礎に用いている申請世帯数は、当然のこととして4月世帯数と一致している前提ではあるが、認定事実(1)ウのとおり、各世帯によって居住実態が異なり、また、転入出があった場合の会員の捉え方も各自治会により様々であることから、各自治会において4月世帯数を正確に把握することは困難さを極めるものと言え、ましてや、所管課においてはなおさらのことであると考ええる。

また、仮に、会則において、自治会の加入世帯を会費納入世帯とすることが定められていたとしても、決算世帯数は、年間通しての支払世帯数を記載しているものが多く、会計年度、会費徴収時期、会費徴収対象者の捉え方も自治会によって異なることからすると、本件住民監査請求のように申請世帯数と決算世帯数が一致していない状況が発生していたとしてもやむを得ないと言える。

これらのことから、申請世帯数は自治会交付金の算定基礎に用いている重要な情報ではあるものの、各自治会において妥当と判断された加入世帯数の自己申告によらざるを得ない性質のものと思料される。

しかしながら、各自治会からの自己申告によるだけでは、水増し請求といった不正に気付くことができないため、所管課では4月世帯数の申告、すなわち申請世帯数の正確性をより高めるべく、交付申請時においては、会長以外の役員の署名を求め、また、前年度の申請世帯数との比較を行っている。さらに、実績報告の際には、4月世帯数を推測する一つの判断材料として、決算世帯数との比較を行うことにしている。1,000以上ある全ての自治会の理解と協力を得ることは、並大抵のことではないと考えるが、これらのとおり、過去の住民監査請求における勧告以降、所管課としてでき得る限りの確認行為に努めていることが見てとれる。また、申請内容に疑義が生じた際には、必要に応じ自治会に確認を行うなど、随時対応を行っているところである。

そのような状況の中ではあるが、現状、申請世帯数と決算世帯数との比較は、実績報告時に各自治会から徴取している収支決算書に決算世帯数が記載されている限りにおいて行われていることから、記載のない自治会についても申請世帯数の正確性をより高めるべく、決算世帯数を記載するよう指導されたい。

また、申請世帯数は各自治会からの自己申告によっていることから、妥当性をより正確に確認するため、たとえ外形的であったとしても、交付申請の際に各自治会の実情に合わせて会員名簿等の資料の提出を求められたい。

自治会交付金が公金である以上、交付額の多少にかかわらず支出の適正性が求められることは言うまでもないところであるが、一方で、4月世帯数の正確な把握は困難であること、地域コミュニティの推進及び地域の活性化への寄与といった各自治会への交付の趣旨、目的、性質等に鑑みれば、申請世帯数と決算世帯数の差に一定の基準を設定した上で状況確認を行う現行の手法は、合理的なものであると考える。

そうであるとしても、この一定の基準を「10世帯以上」としていることについては、最小1桁世帯から最大1,000世帯超の全1,000以上ある自治会を一律に論じるには限界があると考えことから、自治会交付金のより良い執行に向け、更なる工夫について、交付金の算定方法の在り方を含め、見直しを検討されることを要望する。

(令和6年10月4日揭示済)

奈良市企業局告示第 57 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 6 年 10 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 10 月 1 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 6 年 10 月 15 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
五条畑一丁目 5150-1 の一部他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
法華寺町 397-11 の一部	②	分流	
法華寺町 1216-5 他	③	分流	
中山町 1697 の一部他	④	分流	
西大寺赤田町一丁目 681-1	⑤	分流	
南登美ヶ丘 3351-1 他	⑥	分流	
東九条町 619-1	⑦	分流	
中山町 95-2 他	⑧	分流	
東九条町 423-1 の一部	⑨	分流	
東九条町 625-17 他	⑩	分流	
杏町 575-1	⑪	分流	

位置図省略

(令和 6 年 10 月 1 日掲示済)

奈良市企業局告示第 58 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 7 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社伸興水道工業	代表取締役 寺嶋 一吉	京都府八幡市内里蜻蛉尻 4 番地の 1	令和 6 年 9 月 6 日

(令和 6 年 10 月 7 日掲示済)

奈良市企業局告示第 59 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 7 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

指定番号	名称	代表者名	所在地	指定の有効期間満了日
214	(株) 森本配管工業社	森本 和憲	奈良県大和高田市中三倉堂 2 丁目 11 番 30 号	令和 11 年 9 月 29 日
285	(株) 浦岡設備技研	浦岡 大輔	奈良県宇陀市大宇陀迫間 48 番地	〃
503	(株) 村瀬設備	村瀬 治男	京都府相楽郡精華町大字下狛小字西川原 73	〃
518	(株) 大協設備	鵜飼 嘉輝	奈良県香芝市北今市 4 丁目 243 番地	〃